

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県志布志市志布志町安楽423番地
 氏 名 有限会社コーケンサービス
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 永田健才

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県大隅地域振興局長 松菌英昭



許可の年月日 令和 元年 7月22日
 許可の有効年月日 令和 6年 7月21日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、鉍さい、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ

以上13種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	鹿児島県志布志市志布志町安楽字宮ノ上2391番
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず
面積	319.2平方メートル
保管上限	341.2立方メートル
積み上げることができる高さ	2.5メートル

所在地	鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず
面積	521.0平方メートル
保管上限	456.8立方メートル
積み上げることができる高さ	2.0メートル

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

変更許可	平成11年6月3日	取り扱う産業廃棄物の種類に「繊維くず，動植物性残さ」を追加
更新許可	平成11年7月22日	
変更届出	平成13年9月4日	積替保管場所「鹿児島県曾於郡志布志町安楽字宮ノ上2391番」を追加
変更届出	平成14年4月26日	積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下高隈町3928番1」を追加
変更届出	平成14年5月21日	積替保管場所「鹿児島県曾於郡志布志町安楽字宮ノ上2391番」の積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類，紙くず，木くず，繊維くず」を追加
変更届出	平成16年7月13日	積替保管場所「鹿児島県曾於郡志布志町安楽423番地」を廃止
更新許可	平成16年7月22日	
変更許可	平成18年1月10日	取り扱う産業廃棄物の種類に「燃え殻，廃油」を追加
変更届出	平成18年10月13日	積替保管場所「鹿児島県志布志市志布志町安楽字宮ノ上2391番」の面積を「306.6平方メートル」から「305.4平方メートル」に，保管上限を「525立方メートル」から「333.5立方メートル」に，高さを「4メートル」から「2.5メートル」に変更 積替保管場所「鹿児島県鹿屋市下高隈町3928番1」を廃止
変更許可	平成18年10月30日	取り扱う産業廃棄物の種類に「汚泥，銹さい」を追加
変更届出	平成21年7月17日	積替保管場所「鹿児島県志布志市志布志町安楽字宮ノ上2391番」の面積を「305.4平方メートル」から「319.2平方メートル」に，保管上限を「333.5立方メートル」から「341.2立方メートル」に変更
更新許可	平成21年7月22日	
更新許可	平成26年7月22日	
変更届出	平成30年9月13日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更
変更届出	平成31年1月18日	積替保管場所「鹿児島県志布志市有明町伊崎田字丸岡6018番3」を追加
更新許可	令和元年7月22日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

島県
池城
長印